

## コンテンツサービスご利用規約

### 第1条(総則)

KDDI株式会社(以下「当社」といいます。)はこの「コンテンツサービスご利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、当社が別に定める事業者(以下「提携事業者」といいます。)の約款等(以下「提携事業者約款等」といいます。)により提供される映像配信サービス(以下「映像配信サービス」といいます。)を介してコンテンツサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2. 本サービスは、映像配信サービスの利用を条件として提供するものです。

3. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。

### 第2条(本サービスの内容)

本サービスは、映像配信サービスを利用し、かつ、当社が別に定める方法で認証を受けることにより、当社が別に定める映像その他のコンテンツ(以下「ビデオコンテンツ」といいます。)を視聴することができるサービスです。

2. 本サービスには、次の各号で定める種類があります。

#### (1)有料ビデオ

当社が別に定める種類のビデオコンテンツを、ビデオコンテンツ単位に有料で視聴できるビデオサービス

#### (2)有料ビデオパック

当社が別に定める種類のビデオコンテンツを、複数まとめたパックを単位として有料で視聴できるビデオサービス

#### (3)月額プラン

当社が別に定める種類のビデオコンテンツを、数に制限なく定額料金で視聴できるビデオサービス

### 第3条(利用契約)

本サービスを利用しようとする方(以下「申込者」といいます。)は、本規約を承諾のうえ、当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に申し込んでいただきます。

2. 当社は、前項に基づく申し込みがあったときは、受け付けた順番に従ってこれを承諾します。

3. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項に基づく申し込みを承諾しないことがあります。

(1)申込者と別に定める提携事業者との間において、映像配信サービスを利用するための契約が締結されていない場合

(2)第1項に基づく本サービスの利用申し込みにあたり、申込者が虚偽の内容を当社に申告し、またはその虞がある場合

(3)申込者が本サービスの料金の支払いを現に怠り、またはその虞がある場合

(4)当社と申込者との間において締結していた、本サービスの提供を受けるための契約(以下「利用契約」といいます。)またはその他の契約が、過去に申込者の責めに帰すべき事由により解除されまたは申込者に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合

- (5)その他、本サービスの提供に支障を生じる虞があると当社または別に定める提携事業者が判断する場合

#### 第4条(パスワード)

当社は、前条に基づき当社との間で利用契約を締結した申込者(以下「契約者」といいます。)に対し、前条第2項に基づく承諾後速やかに、本サービスの提供を受けるために必要となるパスワード(以下「購入パスワード」といいます。)を、前条第1項に基づく本サービスの利用申し込みにおいて契約者が指定した住所宛に郵送することにより通知します。

2. 購入パスワードは4桁の数字であり、当社が別に定める方法により契約者自身が任意の番号に変更できるものとします。
3. 契約者は、善良な管理者の注意をもって購入パスワードを使用および保管するものとし、購入パスワードの使用上の過誤または第三者による不正使用等について、当社は、その責任を一切負わないものとし、また、契約者は、第三者による購入パスワードの不正使用等により発生したビデオサービスの料金等について、その全額を当社に支払うものとします。

#### 第5条(ビデオサービス)

契約者はビデオコンテンツを視聴するときは、当社が別に定める方法により視聴を申し込んでいただきます。なお契約者は、当該申し込みを取り消すことはできないものとします。

2. 契約者は、前項に基づき有料ビデオまたは有料ビデオパックの視聴を申し込んだ時刻から起算して当社が別に定める期間が満了する時刻までに限り、何度でも当該有料ビデオまたは当該有料ビデオパックに含まれるビデオコンテンツを視聴できます。
3. 契約者は、第1項に基づき月額プランを申し込んだ日から、当社が別に定める方法により当該月額プランの解約を申し出た日を含む月の末日までに限り、何度でも当該月額プランに含まれるビデオコンテンツを視聴できます。

#### 第6条(ビデオサービスの料金)

契約者は、有料ビデオおよび有料ビデオパックを申し込んだときは、そのビデオコンテンツの種類および数に応じ、当社が別に掲示する料金を当社に支払うものとします。

2. 当社は、有料ビデオまたは有料ビデオパックの料金を変更することがあります。なお、前項の料金について、第5条第2項で定めるビデオコンテンツを視聴できる期間内に料金を変更された場合であっても、当該ビデオコンテンツの視聴については、第5条第1項に基づく当該ビデオコンテンツの視聴を申し込んだ時点における有料ビデオまたは有料ビデオパックの料金が適用されるものとします。
3. 契約者は、当社が別に定める条件によって契約者に提供する視聴権利(以下「チケット」といいます。)を行使することにより、料金を支払うことなく一部の有料ビデオの視聴を申し込むことができます。
4. 契約者は、月額プランを申し込んだときは、その月額プランの種類に応じ、当社が別に定める定額料金を、毎月当社に支払うものとします。
5. 当社は、月額プランの料金を変更することがあります。その場合、当社は月額プランを利用している契約者に対して、新しい料金が適用される前の月までに、当社が別に定める方法によりその旨を通知します。

6. ビデオサービスの料金の計算方法、支払方法およびその他の支払条件は、当社が別に掲示する通りとします。

#### 第7条(最低視聴年齢制限付コンテンツ)

本サービスには、あらかじめ当社が最低視聴年齢制限を設けて提供するビデオコンテンツ(以下「最低視聴年齢制限付コンテンツ」といいます。)があります。

2. 最低視聴年齢制限付コンテンツは、暗証番号を用いて最低視聴年齢制限の設定または解除を行うことにより、第5条第1項に基づく視聴の申込み、ならびに第5条第2項および第3項に基づく視聴を行うことができるようになります。

3. 暗証番号は、20歳以上の契約者からの申請に対して、第3条第1項に基づく本サービスの利用申し込みにおいて契約者が指定した住所宛に郵送することにより通知します。

4. 暗証番号は4桁の数字であり、当社が別に定める方法により契約者自身が任意の番号に変更できるものとします。

5. 契約者は、善良な管理者の注意をもって暗証番号を使用・管理することとし、不正使用が想定される事態(最低視聴年齢に満たない者が最低視聴年齢制限付コンテンツの視聴の申込みまたは視聴を行うことを含みます。)を発見したときは、契約者が暗証番号を変更する等の措置を講じるものとします。当社は、最低視聴年齢に満たないものが最低視聴年齢制限付コンテンツを視聴したことによる損害について、その損害を賠償しません。

#### 第8条(禁止行為)

契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。

- (1)ビデオコンテンツを記録媒体に記録する行為
- (2)ビデオコンテンツを複写もしくは複製し、または翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為
- (3)ビデオコンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為
- (4)第三者の購入パスワード等を使用して本サービスを利用する行為
- (5)不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
- (6)本サービスの提供に支障を来し、またはその虞がある行為
- (7)前各号に定めるほか、当社または第三者が所有する著作権、著作隣接権等の知的財産権その他の権利を侵害し、またはその虞がある行為
- (8)法令もしくは公序良俗に違反し、またはその虞がある行為
- (9)その他、当社が別途指定する行為

#### 第9条(一時中断)

当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中断することがあります。

- (1)当社または別に定める提携事業者が本サービスを提供するために使用する設備について、障害が発生したまたは保守点検もしくは改修等を行う場合
- (2)火災、停電、天災およびその他不可効力により本サービスの提供ができない場合
- (3)映像配信サービスの提供が中断した場合

(4)その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断した場合  
2. 当社または別に定める提携事業者は、前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、当社が適当と判断する方法で事前に契約者に通知するものとします。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。

#### 第10条(提供停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。

- (1)本サービスの利用申し込みにあたり当社に虚偽の内容を申告したことが判明した場合。
  - (2)ビデオサービスの料金ならびに当社または別に定める提携事業者に対するその他の金銭債務を支払期日までに支払わない場合。
  - (3)映像配信サービスの全部もしくは一部の提供が停止された場合。
  - (4)提携事業者約款等または本規約の規定に違反した場合。
  - (5)その他、当社または別に定める提携事業者の業務遂行もしくは設備に支障を及ぼし、またはその虞がある行為をした場合。
2. 当社または別に定める提携事業者は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、当社が適当と判断する方法で事前に契約者に通知します。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 前二項の規定は、当社が第11条に基づき直ちに利用契約を解除することを妨げるものではありません。

#### 第11条(当社が行う利用契約の解除)

当社は、契約者が本規約(本規約において準用している規定を含みます。)に違反または第10条第1項各号のいずれかに該当したときは、何ら事前の通知または催告を行うことなく利用契約を解除することができるものとします。

2. 別に定める提携事業者から映像配信サービスの提供を受けるための契約が終了したときは、何ら意思表示を行うことなく利用契約も終了するものとします。

#### 第12条(契約者が行う利用契約の解除)

契約者は、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめ、当社が別に定める方法によりそのことを当社に通知するものとします。

#### 第13条(その他の提供条件)

当社は、ビデオコンテンツの完全性、正確性、確実性および有用性等について、如何なる保証も行わないものとします。また、ビデオコンテンツのオリジナリティを尊重するために、その表現において一部の人に不快感を与えるものが存在する場合があることを、契約者は了承するものとします。

2. 契約者は、第3条第1項に基づく本サービスへの申込み内容に変更が生じた場合、当社所定の方法により、速やかにその旨を通知しなければならないものとします。
3. 当社は、契約者から利用契約における住所変更の請求があった場合は、第3条の規定に準じて取り扱うものとします。ただし、当社が別に定める場合には、これを承諾しないことがあります。この場合、

契約者は、第12条の定めにより利用契約を解除した上で新たに申し込んでいただきます。

#### 第14条(料金の返還)

当社の責めに帰すべき事由により有料ビデオまたは有料ビデオパックが利用できない状態が、その状態にあることを当社が知った時刻から起算して1時間以上連続したとき、かつ第5条第1項に基づき視聴を申し込まれた有料ビデオまたは有料ビデオパックに係る第5条第2項で定める期間が満了していないときは、当社は契約者の申告に基づき当該有料ビデオまたは当該有料ビデオパックに係る料金を返還します。ただし、チケットの行使により有料ビデオの視聴が申し込まれていた場合には、当該チケットを返還します。

2. 契約者が第5条第1項に基づき月額プランを申し込んだ場合において、当社の責めに帰すべき事由により当該月額プランを提供しなかったときは、契約者からの申告に基づき本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者は第6条第4項で定める定額料金の一部の支払いを要さないものとします。この場合当社は、月額プランが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金額(定額料金を30で除したうえで日数を乗じて得た額とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。)を定額料金から減算します。

#### 第15条(割増金および延滞利息)

契約者は、ビデオサービスの料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

2. 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

#### 第16条(債権の譲渡)

契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める提携事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社および別に定める提携事業者は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

2. 前項の規定により譲渡する債権に関するその他の取扱いについては、この規約の規定にかかわらず、別に定める提携事業者の提携事業者約款等に定めるところによります。

#### 第17条(譲渡禁止)

契約者は、利用契約上の地位または利用契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、貸与し、または担保に供してはならないものとします。

#### 第18条(利用契約に係る契約者情報の利用)

当社は、契約者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の個人情報、当社および別に定める提携事業者の電気通信サービス等に係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社の契約提携事業者約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

2. 当社は、本サービス提供にあたり取得した契約者の個人情報を、あらかじめ契約者の同意を得たうえで、当社または第三者によるアンケート調査および賞品・謝礼・各種資料の発送など、本サービスの提供以外の目的のために使用することがあります。

以上

#### 附則

この規約は、2007年7月1日から実施します。

本改正規約は、2009年12月1日から実施します。